

○国家公務員共済組合連合会監事監査要綱

(昭和 45 年 4 月 1 日)

令和 4 年 4 月 8 日共済連本監第 23 号

(監査の目的)

第 1 条 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)第 28 条第 3 項の規定に基づく監事の監査は、国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)の業務の適正かつ円滑な運営を確保するため、定期又は随時に行うものとする。

(監査の方法)

第 2 条 監査の方法は、書面監査及びリモート監査並びに実地監査とする。

(監査計画の作成等)

第 3 条 定期に行う監査は、毎事業年度当初に監査の実施時期、監査対象施設等を定めた監査計画をたて、これに基づいて実施するものとする。

2 随時に行う監査は、監事が必要と認めたときに適宜実施するものとする。

(監査の通知)

第 4 条 監事は、前条の監査計画を作成したとき及び監査を実施しようとするときは、理事長に通知するものとする。

(監査の範囲)

第 5 条 監査は、連合会の業務に関し、法令及び規程等に基づく業務の執行、人事の管理、財産の取得・管理状況並びに予算の執行の適否について行う。なお、定期に行う監査については、職員へのヒアリング等を通し、施設の運営状況等についても監査する。

(資料の提出等)

第 6 条 監査の対象となった業務の関係職員は、監事の監査に当たって、その立会い、資料の提出、物件の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

(監事の補助)

第 7 条 監査室に所属する職員は、監事の職務の執行を補助するものとする。

2 監事は、その職務の執行上必要があるときは、理事長の承認を得て前項の職員以外の職員に、補助させることができる。

3 前 2 項の職員は、監事の監査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(監査の結果の通知)

第 8 条 監事は、監査の結果を速やかに理事長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 7 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 8 日共済連本監第 23 号)

この改正は、令和 4 年 4 月 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日より遡及して適用する。